



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月18日金曜日 第2251号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... 181

### 告 示

医療機関の指定..... 182

指定医療機関の廃止の届出..... 182

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... 182

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... 182

介護機関（介護予防事業者）の指定..... 183

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... 183

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... 183

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更（2件）..... 183

指定介護機関（介護予防事業者）の変更..... 184

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... 184

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... 184

指定居宅サービス事業者の指定..... 184

指定居宅介護支援事業者の指定..... 185

指定介護予防サービス事業者の指定..... 185

指定居宅サービス事業の廃止..... 185

指定居宅介護支援事業の廃止..... 186

肥料の登録..... 186

保安林の指定の解除..... 186

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（4件）..... 186

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 187

基本測量の終了の通知..... 187

公共測量の終了の通知..... 187

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）..... 187

道路の区域変更（県道壬生川丹原線）..... 190

道路の供用開始（ " ）..... 190

兼用工作物の管理の方法について（17件）..... 190

指定道路の指定..... 196

道路の区域変更（県道松山川内線）..... 197

開発行為に関する工事の完了（4件）..... 197

道路の区域変更（県道猿鳴平城線）..... 198

道路の供用開始（ " ）..... 198

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... 198

道路の供用開始（ " ）..... 198

道路の区域変更（県道高茂岬船越線）..... 198

道路の供用開始（ " ）..... 199

道路の供用開始（県道宇和島城辺線）..... 199

道路の区域変更（県道鳥首五十崎線）..... 199

道路の区域変更（県道池田中山線）..... 199

道路の供用開始（ " ）..... 200

### 公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則..... 200

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 201

## 規 則

### ○愛媛県規則第4号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後                          |                |      |    |       | 改 正 前                          |                |      |    |       |
|--------------------------------|----------------|------|----|-------|--------------------------------|----------------|------|----|-------|
| 別表第1（第4条、第5条関係）<br>衛生環境研究所使用料表 |                |      |    |       | 別表第1（第4条、第5条関係）<br>衛生環境研究所使用料表 |                |      |    |       |
| 検査分類                           | 試験項目           | 検体の量 | 単位 | 使用料金額 | 検査分類                           | 試験項目           | 検体の量 | 単位 | 使用料金額 |
| 1～17 省略                        |                |      |    |       | 1～17 省略                        |                |      |    |       |
| 18 ウイルス（脳死及び心停                 | 省略             |      |    |       | 18 ウイルス（脳死及び心停                 | 省略             |      |    |       |
|                                | HTLV 1抗体（PA法）等 | 省略   |    |       |                                | HTLV 1抗体（PA法）等 | 省略   |    |       |

|                  |                 |   |        |
|------------------|-----------------|---|--------|
| 止後の臓器提供者検査以外のもの) | H T L V 1 抗 体 価 | 同 | 3,600円 |
|                  | (ウエスタンブロット法)    |   |        |
| 19~26 省略         | 省略              |   |        |

|                  |    |  |  |  |
|------------------|----|--|--|--|
| 止後の臓器提供者検査以外のもの) |    |  |  |  |
|                  | 省略 |  |  |  |
| 19~26 省略         |    |  |  |  |

附 則

この規則は、平成23年 4月 1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称    | 開設者の氏名<br>又は名称  | 所在地                        | 指 定<br>年 月 日   |
|------------|-----------------|----------------------------|----------------|
| せんば眼科      | 仙波隆之            | 新居浜市前田町8番8号<br>イオンモール新居浜2階 | 平成23年<br>2月15日 |
| たけます診療所    | 医療法人たけます<br>診療所 | 伊予市双海町上灘甲5350<br>番地16      | 平成23年<br>2月1日  |
| そうごう薬局千代田店 | 総合メディカル<br>株式会社 | 八幡浜市1455-23                | 平成23年<br>3月1日  |

○愛媛県告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

○愛媛県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関（指定<br>訪問看護事業者等）の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地     | 指定訪問看護事業等を行う事業所 |                      | 指 定 年 月 日   |
|------------------------------|----------------------|-----------------|----------------------|-------------|
|                              |                      | 名 称             | 所 在 地                |             |
| 合同会社 A T U K I               | 四国中央市土居町土居347番<br>地5 | 訪問看護24          | 四国中央市土居町土居347番<br>地5 | 平成23年 2月18日 |

○愛媛県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅<br>介護事業者）の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地       | 居宅介護事業を行う事業所          |                         | 指 定 年 月 日   |
|---------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-------------|
|                           |                        | 名 称                   | 所 在 地                   |             |
| 医療法人ひらやま内科・呼吸器内科クリニック     | 八幡浜市1026番地             | ひらやま内科・呼吸器内科ク<br>リニック | 八幡浜市1026番地              | 平成23年 1月 4日 |
| 有限会社レインボープラス              | 北宇和郡松野町大字松丸551<br>番地 1 | 訪問介護事業所虹              | 北宇和郡松野町大字豊岡3011<br>番地 1 | 平成23年 2月 1日 |

た医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関の名称           | 開設者の氏名<br>又は名称 | 所在地                       | 廃 止<br>年 月 日    |
|-------------------|----------------|---------------------------|-----------------|
| 清水歯科医院            | 清 水 吟一郎        | 南宇和郡愛南町御荘平城<br>3021       | 平成22年<br>12月27日 |
| あんどろ整形外科          | 安 藤 正 明        | 四国中央市土居町小林12<br>06番地      | 平成22年<br>12月31日 |
| ハート調剤薬局           | 株式会社メディ<br>シス  | 西条市大町773番 1               | 平成22年<br>12月31日 |
| ひらやま内科・呼吸器内科クリニック | 平 山 猛          | 八幡浜市松谷1026                | 平成23年<br>1月 3日  |
| たけます診療所           | 竹 増 公 明        | 伊予市双海町上灘字安久<br>地甲5350番地16 | 平成23年<br>1月31日  |
| 瀬尾 医 院            | 瀬 尾 武 次        | 八幡浜市1352                  | 平成23年<br>2月24日  |

○愛媛県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護<br>予防事業者）<br>の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地  | 介護予防事業を行う事業所      |                    | 指 定 年 月 日   |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------|
|                               |                   | 名 称               | 所 在 地              |             |
| 医療法人ひらやま内科・呼吸器内科クリニック         | 八幡浜市1026番地        | ひらやま内科・呼吸器内科クリニック | 八幡浜市1026番地         | 平成23年 1月 4日 |
| 有限会社レインボープラス                  | 北宇和郡松野町大字松丸551番地1 | 訪問介護事業所虹          | 北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1 | 平成23年 2月 1日 |
| 今治立花農業協同組合                    | 今治市北鳥生町三丁目3番14号   | J A今治立花デイサービスセンター | 今治市立花町四丁目5番26号     | 平成23年 2月 1日 |

○愛媛県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 医療機関（指定<br>訪問看護事業者等）の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地 | 指定訪問看護事業等を行う事業所 |                         | 変 更 年 月 日   |
|------------------------------|------------------|-----------------|-------------------------|-------------|
|                              |                  | 名 称             | 所 在 地                   |             |
| 医療法人財団尚温会                    | 伊予市八倉906番地 5     | 伊予訪問看護ステーション    | （変更後）<br>松山市保免西二丁目1 - 2 | 平成22年12月 1日 |
|                              |                  |                 | （変更前）<br>伊予市八倉906番地 5   |             |

○愛媛県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅<br>介護事業者）の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地 | 居宅介護事業を行う事業所         |                            | 変 更 年 月 日   |
|---------------------------|------------------|----------------------|----------------------------|-------------|
|                           |                  | 名 称                  | 所 在 地                      |             |
| 有限会社アシストジャパン              | 松山市南高井1817 - 1   | アシストジャパンヘルパーステーション東予 | （変更後）<br>新居浜市久保田町三丁目1 - 12 | 平成23年 3月 1日 |
|                           |                  |                      | （変更前）<br>新居浜市東雲町二丁目12 - 44 |             |

○愛媛県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の主たる事務所の所在地及び居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅<br>介護支援事業者）<br>の<br>名 称 | 主たる事務所の<br>所 在 地            | 居宅介護支援事業を行う事業所           |                             | 変 更 年 月 日   |
|---------------------------------|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------|
|                                 |                             | 名 称                      | 所 在 地                       |             |
| 有限会社愛ミング・ケアセンター                 | （変更後）<br>南宇和郡愛南町御荘平城658 - 1 | 有限会社愛ミング・ケアセンター居宅介護支援事業所 | （変更後）<br>南宇和郡愛南町御荘平城658 - 1 | 平成22年10月15日 |
|                                 | （変更前）<br>南宇和郡愛南町御荘菊川283番地   |                          | （変更前）<br>南宇和郡愛南町御荘菊川283番地   |             |

## ○愛媛県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護支援事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地     | 居宅介護支援事業を行う事業所      |                            | 変更年月日     |
|--------------------|----------------|---------------------|----------------------------|-----------|
|                    |                | 名称                  | 所在地                        |           |
| 有限会社アシストジャパン       | 松山市南高井1817 - 1 | アシストジャパン居宅介護支援事業所東予 | （変更後）<br>新居浜市久保田町三丁目1 - 12 | 平成23年3月1日 |
|                    |                |                     | （変更前）<br>新居浜市東雲町二丁目12 - 44 |           |

## ○愛媛県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地     | 介護予防事業を行う事業所         |                            | 変更年月日     |
|------------------|----------------|----------------------|----------------------------|-----------|
|                  |                | 名称                   | 所在地                        |           |
| 有限会社アシストジャパン     | 松山市南高井1817 - 1 | アシストジャパンヘルパーステーション東予 | （変更後）<br>新居浜市久保田町三丁目1 - 12 | 平成23年3月1日 |
|                  |                |                      | （変更前）<br>新居浜市東雲町二丁目12 - 44 |           |

## ○愛媛県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（居宅介護事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 |            | 廃止年月日     |
|------------------|------------|-------------------|------------|-----------|
|                  |            | 名称                | 所在地        |           |
| 平 山 猛            | 八幡浜市松谷1026 | ひらやま内科・呼吸器内科クリニック | 八幡浜市松谷1026 | 平成23年1月3日 |

## ○愛媛県告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 介護機関（介護予防事業者）の名称 | 主たる事務所の所在地 | 廃止に係る介護予防事業を行う事業所 |            | 廃止年月日     |
|------------------|------------|-------------------|------------|-----------|
|                  |            | 名称                | 所在地        |           |
| 平 山 猛            | 八幡浜市松谷1026 | ひらやま内科・呼吸器内科クリニック | 八幡浜市松谷1026 | 平成23年1月3日 |

## ○愛媛県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所        |                       | 指定年月日      | サービスの種類  |
|------------------------|--------------------|-----------------------|------------|----------|
|                        | 名称                 | 所在地                   |            |          |
| 有限会社レインボープラス           | 訪問介護事業所虹           | 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1 | 平成23年2月1日  | 訪問介護     |
| 株式会社みずき                | 訪問看護ステーションみずき      | 愛媛県宇和島市川内甲957番地4      | 平成23年2月4日  | 訪問看護     |
| 株式会社里山どんぐり             | デイサービス里山どんぐり       | 愛媛県松山市愛光町6番3号         | 平成23年2月10日 | 通所介護     |
| 社会福祉法人すいよう会            | 短期入所生活介護事業所なの花     | 愛媛県新居浜市郷三丁目16番58号     | 平成23年2月14日 | 短期入所生活介護 |
| 株式会社シダー                | あおぞらの里森松デイサービスセンター | 愛媛県松山市森松町301-2        | 平成23年2月16日 | 通所介護     |
| 株式会社ジェネシス              | 介護24ジェネシス          | 愛媛県松山市祓川二丁目10番22号     | 平成23年2月25日 | 訪問介護     |

## ○愛媛県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅介護支援事業者の名称     | 指定居宅介護支援事業所     |                   | 指定年月日      | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------|-------------------|------------|---------|
|                    | 名称              | 所在地               |            |         |
| 株式会社みずき            | ケアプランセンターみずき    | 愛媛県宇和島市川内甲957-4   | 平成23年2月1日  | 居宅介護支援  |
| 株式会社在宅ケアセンターひなたぼっこ | 居宅介護支援事業所ひなたぼっこ | 愛媛県松山市平井町甲3250番地5 | 平成23年2月15日 | 居宅介護支援  |

## ○愛媛県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定介護予防サービス事業所      |                       | 指定年月日      | サービスの種類  |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|------------|----------|
|                          | 名称                 | 所在地                   |            |          |
| 有限会社レインボープラス             | 訪問介護事業所虹           | 愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1 | 平成23年2月1日  | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社みずき                  | 訪問看護ステーションみずき      | 愛媛県宇和島市川内甲957番地4      | 平成23年2月4日  | 介護予防訪問看護 |
| 株式会社里山どんぐり               | デイサービス里山どんぐり       | 愛媛県松山市愛光町6番3号         | 平成23年2月10日 | 介護予防通所介護 |
| 株式会社シダー                  | あおぞらの里森松デイサービスセンター | 愛媛県松山市森松町301-2        | 平成23年2月16日 | 介護予防通所介護 |
| 株式会社ジェネシス                | 介護24ジェネシス          | 愛媛県松山市祓川二丁目10番22号     | 平成23年2月25日 | 介護予防訪問介護 |

## ○愛媛県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年3月18日

愛媛県知事 中村時広

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 指定居宅サービス事業所              |                     | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|------------------------|--------------------------|---------------------|------------|---------|
|                        | 名称                       | 所在地                 |            |         |
| 介護サービスあすなる有限会社         | 介護サービスあすなる有限会社ヘルパーステーション | 愛媛県宇和島市本町追手二丁目1番41号 | 平成23年1月31日 | 訪問介護    |

○愛媛県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 |                             | 廃止年月日       | サービスの種類 |
|----------------|-----------------------|-----------------------------|-------------|---------|
|                | 名 称                   | 所 在 地                       |             |         |
| 株式会社メデカジャパン    | 松山南ケアセンターそよ風          | 愛媛県松山市森松町992 - 1            | 平成23年 1月31日 | 居宅介護支援  |
| 株式会社お茶屋の里      | 居宅介護支援事業所お茶屋の里        | 愛媛県新居浜市西の土居町二丁目 8 番 23号お茶屋荘 | 平成23年 1月31日 | 居宅介護支援  |

○愛媛県告示第330号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 登録年月日     | 登録番号      | 肥料の種類 | 肥料の名称  | 保証成分量（％）              | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所             |
|-----------|-----------|-------|--------|-----------------------|--------|-----------------------------|
| 平成23年3月9日 | 愛媛県第1278号 | 魚かす粉末 | 粒状さかな丸 | 窒素全量 7.0<br>りん酸全量 6.0 | 該当無し   | 有限会社上田産業<br>愛媛県八幡浜市八代664番地4 |

○愛媛県告示第331号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除に係る保安林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字松原谷丁213の43
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第332号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町大字父野川上904の1・905の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、808から811まで、815、817、818、820、821、823から830まで、832から837まで、839、840、842から844まで、846から849まで、852、856、859、877から880まで、882から886まで、888から894まで、896から900まで、905の1、997、1002、1006の1、1006の2、1009、1017、1018、1020から1025まで、1033から1035まで、1040、1041、1046、1331、1353、1354、1356の1、1358の1、1358の3、1359、1360、1361の1、1366、1367、1370、1376、1377、1380の1、1381、1382、

1383の1、1386の1、1386の3、1387、1388、1389の1、1389の3、1392の1、1392の2、1393の1、1393の2、1394、1395、1396の1から1396の3まで、1397の1、1397の2、1398の1から1398の3まで、1401の1、1401の2

- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第333号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
西予市城川町古市836・1417・1418（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、631、807、819、826、827、829、831、848、850、856、1416の1、1421、1430、1431、1434、1436、1441、1443、1444、1459、3322から3324まで
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第334号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和43年11月14日農林省告示第1803号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第335号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

昭和58年 4月20日農林水産省告示第441号(四に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第336号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年 3月18日から 3月31日まで

○愛媛県告示第337号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(一等磁気測量)

2 作業期間 平成22年 5月10日から  
平成23年 2月25日まで

3 作業地域 大洲市

○愛媛県告示第338号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成23年 1月25日から  
平成23年 3月7日まで

3 作業地域 松山市北梅本地域、東温市西岡地域

○愛媛県告示第339号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号

代表取締役 家守 伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社ニッケル工場  
新居浜市西原町三丁目5番1号

3 特定施設に関する事項

ニッケル電解槽

|                  |  |
|------------------|--|
| 特定施設の種 類         | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第62号口 電解施設(136基) |
| 特定施設の能力          | 1基当たり容量7立方メートル                               |
| 工事の着手予定年月日       | 許可後直ちに                                       |
| 工事の完成予定年月日       | 着工後21か月                                      |
| 使用開始の予定年月日       | 完成の翌日  |
| 特定施設の使用時間間隔      | 連 続  |
| 特定施設の1日当たりの使用時間  | 24時間   |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要 | な し  |

|                        |                            |                          |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 2.0~3.0<br>最大 1.0~4.0 |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.0<br>最大 9.9         |
|                        | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 25<br>最大 25           |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 19.9<br>最大 20.0       |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.3<br>最大 1.5         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) |                            | 通常 7<br>最大 21            |

4 汚水等の処理施設に関する事項

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| 設 置 年 月 日         | 昭和50年 7月10日                   |
| 処 理 施 設 の 種 類     | 化学処理及び物理処理                    |
| 処 理 施 設 の 型 式     | 中和ろ過処理                        |
| 処 理 施 設 の 構 造     | 鉄製及びFRPライニング製                 |
| 処 理 施 設 の 主 要 寸 法 | 縦 26メートル 横 53メートル<br>高さ 9メートル |
| 処 理 施 設 の 能 力     | 1日当たり 2,700立方メートル処理           |
| 汚 水 等 の 処 理 の 方 式 | 中和ろ過処理                        |
| 処理施設の使用時間間隔       | 連 続                           |
| 処理施設の1日当たりの使用時間   | 24時間                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要  | な し                           |

| 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値 | 項 目                        | 処 理 前                      | 処 理 後                    |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
|                            | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 1.0~12.0<br>最大 1.0~12.0 | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.0~9.0 |
|                            | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 9.0<br>最大 9.9           | 通常 9.0<br>最大 9.9         |
|                            | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 2,240<br>最大 4,000       | 通常 25<br>最大 50           |
|                            | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 19.9<br>最大 20.0         | 通常 18.7<br>最大 20.0       |
|                            | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.3<br>最大 1.5           | 通常 0.3<br>最大 1.5         |

|                        |                      |                      |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 2,400<br>最大 2,700 | 通常 2,400<br>最大 2,700 |
|------------------------|----------------------|----------------------|

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 南排水口

|                        |                            |                          |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値             | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.0~9.0 |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 6.2<br>最大 7.0         |
|                        | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 5<br>最大 10            |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 13.2<br>最大 15.0       |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.2<br>最大 1.0         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) |                            | 通常 8,158<br>最大 9,642     |

(2) 北排水口

|                        |                            |                          |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値             | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.0~9.0 |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 2.8<br>最大 3.7         |
|                        | 浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 5<br>最大 10            |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 3.0<br>最大 5.9         |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.1<br>最大 0.8         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) |                            | 通常 8,120<br>最大 9,630     |

○愛媛県告示第340号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社MCT西条  
西条市ひうち字西ひうち 3番4  
代表取締役社長 菊池 公孝

2 事業場の名称及び所在地

株式会社MCT西条  
西条市ひうち字西ひうち 3番4

3 特定施設に関する事項

No.2

|                        |   |                          |
|------------------------|---|--------------------------|
| 特定施設の種類                | 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第19号八 原料浸せき施設 |                          |
| 特定施設の能力                | 1日当たり10トン処理                               |                          |
| 工事の着手予定年月日             | 許可後直ちに                                    |                          |
| 工事の完成予定年月日             | 着手後30日                                    |                          |
| 使用開始の予定年月日             | 完成の翌日                                     |                          |
| 特定施設の使用時間間隔            | 連続  |                          |
| 特定施設の1日当たりの使用時間        | 24時間                                      |                          |
| 特定施設の使用の季節的変動の概要       | なし  |                          |
| 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値  | 水素イオン濃度(水素指数)                             | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)                | 通常 5<br>最大 10            |
|                        | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)                    | 通常 10<br>最大 15           |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                   | 通常 0.5<br>最大 1.0         |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)                   | 通常 0.1<br>最大 0.5         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 800<br>最大 900                          |                          |

4 汚水等の処理施設に関する事項

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 設置年月日     | 平成21年9月14日                           |
| 処理施設の種類   | 物理処理                                 |
| 処理施設の型式   | ろ過方式                                 |
| 処理施設の構造   | ステンレス製                               |
| 処理施設の主要寸法 | 縦 1.05メートル 横 2.03メートル<br>高さ 1.80メートル |
| 処理施設の能力   | 1日当たり4,000立方メートル処理                   |

|  |                            |                          |                          |
|--|----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 汚水等の処理の方式                                      | ろ過方式                       |                          |                          |
| 処理施設の使用時間間隔                                    | 連続                         |                          |                          |
| 処理施設の1日当たりの使用時間                                | 24時間                       |                          |                          |
| 処理施設の使用の季節的変動の概要                               | なし                         |                          |                          |
| 処理施設に<br>よる処理前<br>及び処理後<br>の汚水等の<br>汚染状態の<br>値 | 項目                         | 処 理 前                    | 処 理 後                    |
|  | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.8~8.6 | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.8~8.6 |
|  | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5<br>最大 10            | 通常 5<br>最大 10            |
|  | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)     | 通常 10<br>最大 15           | 通常 5<br>最大 10            |
|  | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.5<br>最大 1.0         | 通常 0.5<br>最大 1.0         |
|  | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.1<br>最大 0.5         | 通常 0.1<br>最大 0.5         |
|  | 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)     | 通常 2,800<br>最大 3,870     | 通常 2,800<br>最大 3,870     |

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

|                        |                            |                          |
|------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 汚水等の汚染状態の値             | 水素イオン濃度(水素指数)              | 通常 6.0~8.0<br>最大 5.8~8.6 |
|                        | 化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム) | 通常 5<br>最大 10            |
|                        | 浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)     | 通常 5<br>最大 10            |
|                        | 窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.5<br>最大 1.0         |
|                        | りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)    | 通常 0.1<br>最大 0.5         |
| 汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル) | 通常 2,800<br>最大 3,870       |                          |

○愛媛県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅         | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 壬生川丹原線 | 西条市丹原町北田野1515番6から<br>同町北田野1814番4まで | 旧    | メートル<br>11.0~12.3 | キロメートル<br>0.049 |     |
|       |        |                                    | 新    | 11.5~22.0         | 0.049           |     |

○愛媛県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日      |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 壬生川丹原線 | 西条市丹原町北田野1515番6から<br>同町北田野1814番4まで | 平成23年 3月18日 |

○愛媛県告示第343号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称        | 河川管理施設の名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置              | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|--------------------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系中山川 | 中山川右岸堤防       | 西条市丹原町志川甲6番地先から同市丹原町志川甲10番地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第344号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称    | 河川管理施設の名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置  | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|--------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系中山川 | 中山川左岸堤防       | 西条市丹原町田野上方461番17地先 | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第345号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称    | 河川管理施設の名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置 | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|-------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系中山川 | 中山川右岸堤防       | 西条市丹原町明穂乙53番 2 地先 | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第346号

河川法 (昭和39年法律第167号) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称    | 河川管理施設の名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置                     | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|---------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系中山川 | 中山川左岸堤防       | 西条市丹原町長野466番 2 地先から同市丹原町長野463番 2 地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第347号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称       | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                            | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|-------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系高松川 | 高松川左岸堤防及び右岸堤防 | 西条市丹原町高松甲1410番3地先から同市丹原町川根906番15地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第348号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称       | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置         | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|-------------|---------------|-------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系高松川 | 高松川左岸堤防       | 西条市丹原町久妙寺甲423番3地先 | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。〕の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第349号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称      | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                           | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|---------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系内川 | 内川左岸堤防        | 西条市丹原町池田1562番3地先から同市丹原町池田1479番4地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設〔路面（路盤までの部分を含む。）〕、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に

着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

### 3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第350号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

### 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称      | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                         | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|---------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系内川 | 内川左岸堤防        | 西条市丹原町池田403番2地先から同市丹原町池田402番3地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

### 2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕  
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

### 3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第351号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

### 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称      | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置        | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|---------------|------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系内川 | 内川左岸堤防        | 西条市丹原町池田1442番1地先 | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

### 2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕  
 (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持  
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

### 3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第352号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

### 1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称  | 河川管理施設の<br>名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置                   | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|-------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系内川 | 内川右岸堤防            | 西条市丹原町池田1444番1地先から同市丹原町池田1446番1地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [ 路面 ( 路盤までの部分を含む。 )、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。 ] の新設 ( 道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第353号

河川法 ( 昭和39年法律第167号 ) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称  | 河川管理施設の<br>名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置 | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系内川 | 内川右岸堤防            | 西条市丹原町今井231番地 1 先 | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [ 路面 ( 路盤までの部分を含む。 )、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。 ] の新設 ( 道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

## ○愛媛県告示第354号

河川法 ( 昭和39年法律第167号 ) 第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

## 1 河川の名義、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河 川 の 名 称   | 河川管理施設の<br>名称又は種類 | 河 川 管 理 施 設 の 位 置 | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|-------------|-------------------|-------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系西山川 | 西山川左岸堤防           | 西条市丹原町池田876番地先    | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

## 2 管理の内容

- 道路専用施設 [ 路面 ( 路盤までの部分を含む。 )、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。 ] の新設 ( 道路の附属物に係るものに限る。 )、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 m までの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- 原則として道路専用施設に係る災害復旧

## 3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第355号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称      | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                         | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|------------|---------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系新川 | 新川左岸堤防        | 西条市丹原町古田甲57番1地先から同市丹原町古田甲64番1地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第356号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称       | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                          | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|-------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系徳能川 | 徳能川左岸堤防       | 西条市丹原町徳能甲401番9地先から同市丹原町徳能甲94番1地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第357号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称        | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                          | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系関屋川 | 関屋川左岸堤防       | 西条市丹原町長野2287番6地先から同市丹原町石経1293番地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に

着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第358号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称        | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                        | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|--------------|---------------|----------------------------------|--------------------------|
| 二級河川中山川水系東谷川 | 東谷川右岸堤防       | 西条市丹原町寺尾甲39番2地先から同市丹原町寺尾40番6地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第359号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

| 河川の名称           | 河川管理施設の名称又は種類 | 河川管理施設の位置                        | 管理を行う者の氏名及び住所            |
|-----------------|---------------|----------------------------------|--------------------------|
| 二級河川新川水系新川及び小島川 | 新川及び小島川左岸堤防   | 西条市丹原町徳能甲94番地先から同市丹原町徳能甲58番1地先まで | 道路管理者 西条市<br>西条市明屋敷164番地 |

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年3月10日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第360号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年3月18日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成23年3月7日

3 指定道路の位置

四国中央市中曾根町字下秋則503番1

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 82.27メートル
- (2) 幅員 5.00メートル及び6.25メートル

○愛媛県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                               | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅         | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-----------------------------------|------|-------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 松山川内線 | 松山市東本二丁目71番1地先から<br>同市東本二丁目71番4まで | 旧    | メートル<br>10.4～10.5 | キロメートル<br>0.016 |     |
|       |       |                                   | 新    | 10.4～25.6         | 0.016           |     |

○愛媛県告示第362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                      |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 22中局建（開）第72号<br>平成23年 3月 9日 | 伊予郡松前町大字東古泉字恵竈475番7           | 松山市古川北1丁目1番28号<br>インフィニートB203号<br>鳴 岡 耕 樹 |

○愛媛県告示第363号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                                      |
|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 22中局建（開）第73号<br>平成23年 3月 9日 | 伊予郡砥部町高尾田299番1、299番3、299番4    | 松山市古川北一丁目22番7号<br>株式会社西岡木材産業<br>伊予郡砥部町高尾田917番地<br>仙 波 シゲヨ |

○愛媛県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称             | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名       |
|-----------------------------|---|----------------------------|
| 22中局建（開）第74号<br>平成23年 3月10日 | 伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1279番1、1279番3、1303番及び1304番 | 松山市空港通三丁目2番15号<br>米山工業株式会社 |

○愛媛県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 3月18日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日          | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名       |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 22中局建（開）第75号<br>平成23年 3月10日 | 伊予郡松前町大字昌農内字高山54番3、54番5       | 松山市北井門町3丁目17番7号<br>石 本 達 哉 |

○愛媛県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間             | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅       | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|-----------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 猿鳴平城線 | 南宇和郡愛南町中浦580番 2 | 旧    | メートル<br>4.0～6.7 | キロメートル<br>0.052 |     |
|       |       |                 | 新    | 4.2～13.3        | 0.045           |     |

○愛媛県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間   | 供用開始の日      |
|-------|-------|-----------------|-------------|
| 県 道   | 猿鳴平城線 | 南宇和郡愛南町中浦580番 2 | 平成23年 3月18日 |

○愛媛県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                                | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅        | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 高茂岬船越線 | 南宇和郡愛南町樽見124番 2 から<br>同町樽見62番 2 まで | 旧    | メートル<br>8.0～21.0 | キロメートル<br>0.066 |     |
|       |        |                                    | 新    | 12.6～23.4        | 0.064           |     |

○愛媛県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                      | 供用開始の日      |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 高茂岬船越線 | 南宇和郡愛南町樽見124番 2 から<br>同町樽見62番 2 まで | 平成23年 3月18日 |

○愛媛県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                             | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員    | 延 長             | 備 考 |
|-------|--------|---------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 高茂岬船越線 | 南宇和郡愛南町下久家27番2から<br>同町下久家26番2まで | 旧        | メートル<br>4.8~9.5 | キロメートル<br>0.044 |     |
|       |        |                                 | 新        | 5.0~23.8        | 0.044           |     |

○愛媛県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日      |
|-------|--------|---------------------------------|-------------|
| 県 道   | 高茂岬船越線 | 南宇和郡愛南町下久家27番2から<br>同町下久家26番2まで | 平成23年 3月18日 |

○愛媛県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 供 用 開 始 の 区 間   | 供用開始の日      |
|-------|--------|-----------------|-------------|
| 県 道   | 宇和島城辺線 | 南宇和郡愛南町僧都879番10 | 平成23年 3月18日 |

○愛媛県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                           | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員                 | 延 長                      | 備 考 |
|-------|--------|-------------------------------|----------|------------------------------|--------------------------|-----|
| 県 道   | 鳥首五十崎線 | 大洲市成能甲843番1から<br>同市成能甲860番3まで | 旧        | メートル<br>3.6~7.0<br>14.0~29.0 | キロメートル<br>0.221<br>0.218 |     |
|       |        |                               | 新        | 14.0~29.0                    | 0.218                    |     |
| "     | "      | 大洲市成能甲897番から<br>同市成能甲888番1まで  | 旧        | 3.6~8.1<br>18.0~31.0         | 0.204<br>0.160           |     |
|       |        |                               | 新        | 18.0~31.0                    | 0.160                    |     |

○愛媛県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間                                   | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員     | 延 長             | 備 考 |
|-------|-------|---------------------------------------|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道   | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬中央2649番 4 から<br>同町大瀬中央2656番まで | 旧        | メートル<br>4.0～ 8.5 | キロメートル<br>0.082 |     |
|       |       |                                       | 新        | 18.0～30.8        | 0.082           |     |

○愛媛県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間                         | 供用開始の日      |
|-------|-------|---------------------------------------|-------------|
| 県 道   | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬中央2649番 4 から<br>同町大瀬中央2656番まで | 平成23年 3月18日 |

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月18日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路 交通 法（昭和35年 法律 第105号。以下「法」という。）<u>、道路 交通 法 施 行 令（昭和35年 政 令 第270号。以下「令」という。）<u>、道路 交通 法 施 行 規 則（昭和35年 総 理 府 令 第60号。以下「施行規則」という。）</u>及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署（法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請については、その者の住所地を管轄する警察署（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）を除く。）<u>、新居浜警察署、今治警察署、八幡浜警察署又は宇和島警察署）</u>を経由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）<u>、法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請</u>にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を</u></p> | <p>（公安委員会にする申請等）</p> <p><b>第1条</b> 道路 交通 法（昭和35年 法律 第105号。以下「法」という。）<u>、道路 交通 法 施 行 令（昭和35年 政 令 第270号。以下「令」という。）<u>、道路 交通 法 施 行 規 則（昭和35年 総 理 府 令 第60号。以下「施行規則」という。）</u>及びこの規則の規定により愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請、届出その他の手続をしようとする者は、次に掲げるもの及び別に定めがあるものを除き、その者の住所地を管轄する警察署</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ を經由することができる。ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）<u>_____、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請</u>にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を</p> |

由することができる。

(1) 法第89条第1項に規定する運転免許の申請（松山東警察署等  
\_\_\_\_\_の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(2)～(17) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあっては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

3・4 省略

由することができる。

(1) 法第89条第1項に規定する運転免許の申請（松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署（以下「松山東警察署等」という。）の管轄区域に住所地を有する者に限る。）

(2)～(17) 省略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの申請をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署（第4号の申請にあっては、自動車の使用の本拠地を管轄する警察署）を経由しなければならない。ただし、第5号の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付申請

(6) 省略

(7) 省略

3・4 省略

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第3号

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成23年3月18日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 貴

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則及び更新時講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正）

第1条 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（原付講習の申出の手続）</p> <p>第2条 原付講習の申出は、原付講習申出書（様式第1号）を愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（原付講習の場所）</p> <p>第3条 原付講習は、愛媛県自動車運転者試験場、法第99条第1項の指定自動車教習所その他の講習に適した場所において行うものとする。</p> | <p>（原付講習の申出の手続）</p> <p>第2条 原付講習の申出は、原付講習申出書（様式第1号）を愛媛県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、<u>松山東警察署、松山西警察署、松山南警察署及び伊予警察署の管轄区域外に住所地を有する者にあっては、当該住所地を管轄する警察署を経由して提出することができる。</u></p> <p>（原付講習の場所）</p> <p>第3条 原付講習は、愛媛県自動車運転者試験場、警察署 _____ その他の講習に適した場所において行うものとする</p> |

（更新時講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 更新時講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前   |
|-------|---|
|       | <p>（更新時講習の委託）</p> <p>第2条 法第108条の2第3項の規定により、更新時講習の実施を<u>社団法人愛媛県交通安全協会（昭和39年3月15日に社団法人愛媛県交通安全協会という名称で設立された法人をいう。）に委託する。</u></p> |

(更新時講習の受講の申出)

**第2条** 省略

(補則)

**第3条** 省略

別記様式(第2条関係)

省略

注 省略

(更新時講習の受講の申出)

**第3条** 省略

(補則)

**第4条** 省略

別記様式(第3条関係)

省略

注 省略

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。